

12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です



都と市区町村では、「滞納はさせない・放置しない・逃がさない」の共通理念(オール東京滞納STOP宣言)のもと、連携して徴収対策に取り組んでいます。安定した徴収確保と納税の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置付け、都と市区町村が連携した広報や催告による納税推進、差し押さえやタイヤロック、捜索などの滞納処分など、多様な徴収対策を行います。

市では期間中、都と連携した滞納処分と、横断幕などの掲示による納税広報を行います。

詳しくは納税課 ☎470・7730へ。

徴収の現状

市では、市民サービスの財源の根幹をなす市税の確保に努めています。29年度の市税(市民税・都民税、固定資産税・都市計画税など)の徴収率は前年度と同じ99.3%となっています。比較的高い徴収率を維持している背景には、

市民の皆さんの納税へのご理解とご協力があったこと、市が滞納整理に努めたことがあり、29年度は各税の合計で1億2600万円以上の現年度滞納繰越額(現年度中に徴収できなかった金額)が発生していることから、引き続き改善していく必要があります。

市の取り組み

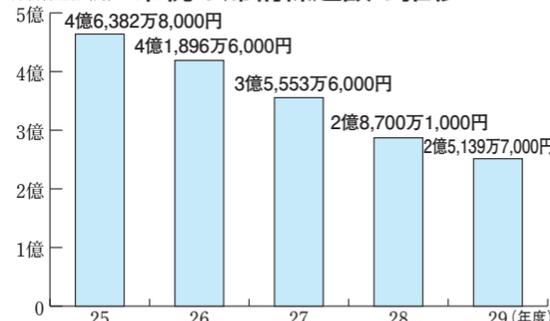
税金の納め忘れがある方には督促状を送付しますが、それでも納付がない方には催告書を送付し、預貯金などの財産調査を行っています。同調査の結果、

口座振替をご利用ください

「忙しくて銀行の窓口に行けない」「うっかり税金を納めるのを忘れてしまった」ということがあると思いますが、市税などの未納が累積することですと納付が困難になる場合があります。口座振替にすると、金融機関などへ行く手間が省けるだけでなく、納め忘れがなくなるなどの利点があります。これから納期限が到来する市税などの納付には、口座振替をご利用ください。

口座振替は次の①・②の方法で申し込みます(いずれの期別の納期限の前末日までに申し込む必要があります)。

市税の滞納繰越額の推移



滞納処分で、徴収吏員が滞納者の自宅などで差し押さえる財産を発見するためなどに行う強制処分です。

※(注2)「タイヤロック」とは、自動車などの差し押さえにおいて、滞納者の所有する自動車などのタイヤを固定する装置で、国税徴収法第71条第5項に基づき、走行不能とする措置です。

納期限内に納付がなかった方には、督促状や催告書の送付、あるいは電話催告を行っています。これらの費用はすべて税金から支出しています。納期限内納付をする方が増えれば、これらの費用を削減でき、他の行政サービスを充実することができ、また、納期限内に市税などを納めない、30年中は年率8.9%の延滞金(納期限から1カ月までは2.6%)を併せて納付する必要が生じます。お手持ちの納税通知書で

30年度市税などの納期限一覧

	固定資産税・都市計画税	市民税・都民税(普通徴収)	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料
12月	3期(25日)	-	6期(25日)	6期(25日)
31年1月	-	4期(31日)	7期(31日)	7期(31日)
2月	4期(28日)	-	8期(28日)	8期(28日)
3月	-	-	9期(25日)	-

12月3日(月)～9日(日)は「障害者週間」です

毎年12月3日～9日の1週間、障害者基本法により「障害者週間」と定められています。

同週間は、国民の間に障害のある方の福祉について関心と理解を深めるとともに、障害のある方が社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。ご相談ください。

障害に理解を

普段、健康に過ごしている私たちでも、不意な事故や病気の進行などで、思いもよらず障害を抱えてしまうことがあります。その障害は人により内容や程度はさまざま、外見からは分からない障害もあり、周りからの理解を必要としている方が多くいます。障害が残ると、日常生活に不便を感じるが増え、今

TOKYO交通安全キャンペーン ～世界一の交通安全都市 TOKYOを目指して～

12月1日(土)～7日(金)は「TOKYO交通安全キャンペーン」期間です。このキャンペーンは、春・秋と並ぶ「第三の交通安全運動」として都内で実施されます。都民に交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣付け



け、年末期の交通事故・渋滞の防止を目的としています。キャンペーンの重点項目は次の通りです。▼子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止▼自転車の交通事故防止▼二輪車の交通事故防止▼飲酒運転の根絶▼違法駐車対策の推進

期間中に市内でも東久留米市交通安全協会を中心に交差点での安全指導を行います。

自転車安全利用五則

①自転車は、車道が原則、歩道は例外②車道は左側を通

行(右側通行は禁止) ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行④安全ルールを守る(飲酒運転・2人乗り・並進の禁止)▼夜間はライトを点灯▼交差点での信号順守と一時停止・安全確認⑤子どもはヘルメットを着用。

この他にも、傘差し運転、運転中の携帯電話の使用・ヘッドホンの着用などの禁止行為は絶対に行わないようにしましょう。また、今の時期は日没時間が早く、夕方になると一気に暗くなります。自転車に乗る際は、夕暮れ時もライトの点灯を心掛けましょう。

詳しくは田無警察署 ☎467・0110 または市道路計画課道路交通計画係 ☎470・7768へ。

障害者優先調達推進方針を策定しました

25年4月1日に「国等による障害者就業施設等からの物品等の調達の推進等に関する

《今号の主な内容》

- ・償却資産固定資産税の申告は31年1月31日(木)までに
 - ・31年度市営自転車等駐車場の利用登録を受け付けます
 - ・30年度下半期(4月～9月)市の財政状況をお知らせします
 - ・29年度人事行政の運営などの状況をお知らせします
- 2面
3面
4面
5面